



鴻 巢 市 監 査 第 8 6 号
令 和 6 年 2 月 2 9 日

鴻 巢 市 長 並 木 正 年 様
鴻 巢 市 議 会 議 長 潮 田 幸 子 様

鴻 巢 市 監 査 委 員 夏 日 眞 由 美

鴻 巢 市 監 査 委 員 芝 寄 和 好



財 政 援 助 団 体 等 監 査 の 結 果 に 関 する 報 告 に つ い て

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 7 項 の 規 定 に 基 づ き 財 政 援 助 団 体 等 監 査 を 執 行 し
た の で 、 同 条 第 9 項 の 規 定 に よ り 下 記 の と お り 報 告 し ま す 。

記

1 基 準 に 準 拠 し て い る 旨

監 査 委 員 は 、 鴻 巢 市 監 査 基 準 (令 和 2 年 3 月 2 3 日 監 査 委 員 決 定) に
準 拠 し て 監 査 を 行 っ た 。

2 監 査 の 対 象

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 対 象 団 体 | 株 式 会 社 チ ャ レ ジ ョ ブ |
| (2) 所 管 部 局 | こ ど も 未 来 部 保 育 課 |
| (3) 監 査 対 象 施 設 | 鴻 巢 市 こ ど も デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー |

3 監 査 の 期 日 令 和 6 年 2 月 2 7 日 (火)

4 監 査 の 着 眼 点 及 び 主 な 実 施 内 容

監 査 に あ た っ て は 、 事 業 運 営 が 設 立 目 的 及 び 出 資 目 的 に 沿 っ て 行 わ れ
て い る か 、 主 に 令 和 5 年 4 月 1 日 か ら 令 和 5 年 1 2 月 末 日 ま で の 公 の 施
設 の 管 理 に 係 る 出 納 そ の 他 の 事 務 の 執 行 が 適 正 に 行 わ れ て い る か に 主

眼を置き、保育課職員及び株式会社チャレジョブ職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の抽出による調査を実施した。

5 監査対象施設の概要

(1) 所在地

鴻巣市大間 8 5 4 番地 1

(2) 施設規模

鉄骨造 平屋建て

延べ床面積 548.39 m²

利用定員 20人

6 指定管理業務の範囲

鴻巣市こどもデイサービスセンター条例第10条に定める業務

7 指定管理期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日

8 令和5年度指定管理料

1,499,571円(予定)

9 監査対象の概要

(1) 株式会社 チャレジョブ

株式会社チャレジョブは、平成25年4月に設立され、その後、就労移行支援事業「チャレジョブセンター」や放課後等デイサービス「ココ・チャレ」などを開設している。主な事業活動は、障害福祉サービスであり、「一人ひとりの無限の笑顔を想像し、創造し、創出し続ける」を創業以来の経営理念として掲げ、障がいのある方々がいきいきと働き続けることができるように支援している。

組織体制は、令和5年12月末現在、常勤職員28名、非常勤職員75名であり、主たる事務所を埼玉県さいたま市浦和区北浦和4-3-4オキナヤ北浦和ビル1階に置いている。鴻巣市こどもデイサービスセンターは、常勤職員5名、非常勤職員17名となっている。

(2) 市との関係

市は、地方自治法第244条の2及び鴻巣市こどもデイサービスセンター条例に基づき、鴻巣市こどもデイサービスセンターについて、指定管理者に株式会社チャレジョブを指定し、管理運営を行わせている。

10 監査の結果

(1) 保育課

関係書類を調査した結果、指定管理者の指定、協定の締結、支出手続等に関しておおむね適正に行われていたが、管理経費の算定及び団体に対する指導監督に改善すべき点がみられた。

(2) 株式会社 チャレジョブ

公の施設の管理運営については、適正に処理されている点も見受けられたが、指定管理業務に係る出納その他の経理事務については、改善すべき点があると認められたため、協定書等の再確認をお願いした。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

今後においても、指定管理者の指定の意義を踏まえ、施設の管理運営が適正かつ効率的に行われるよう事務の執行に努められたい。